

寄稿

ヘンプの可能性

No.2

アジア3カ国とアメリカの栽培状況

(一社)北海道ヘンプ協会 菊地 治己
代表理事

法改正進み、産業用ヘンプの機運高まる

大麻草には、前回紹介した陶酔性の薬理成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール）が少ない産業用大麻（ヘンプ）が属する繊維型品種の他に、THCの含有量の多い薬用型品種があり、後者は医療用大麻と嗜好用大麻に分類される（表1）。

医療用大麻は1996年にアメリカ・カリフォルニア州で初めて合法化され、今では全米33州とカナダ、イスラエル、オランダなど30カ国以上でさまざまな疾患の治療に用いられている。また嗜好用大麻は13年にウルグアイ、14年にはアメリカのコロラド州とワシ

ントン州で合法となり、その後全米11州まで拡大。18年にはカナダが先進国で初めて合法化した。これらの嗜好用大麻はたばこやアルコールと同様に課税管理され、国や地方政府に大きな税金をもたらしている。産業用ヘンプも薬用型の大麻と同様に、戦後は旧ソ連などの共産圏とフランスなど一部の国を除いてほとんどどの国で栽培が禁止されていたが、90年代以降、環境意識と健康志向の高まりから、まずEUとカナダで合法化された。この結果、従来の繊維製品に加えて、食品、サプリメント、化粧品、断熱材など建築材、自動車内装材、飼料、敷料、医薬品など新たな利用が進み、近年、各国で栽培が急速に増えている。こうした国々では産業用ヘンプをTHC濃度によって定義し

（表2）、免許制度によって栽培や加工販売などが厳しく管理されている。今回は日本になじみの深いヘンプ産業の成長が最も注目される国の一つである。

はるみ 北道大大学院博士課程中退、元上川農場長。専門は作物育種学。2014年から3年間北海道大麻研究者免許によりヘンプの試作栽培に従事。農学博士。

【中国】衣料品向けに雲南、黒龍江省で推進

古くからヘンプを栽培・加工し、衣料に使ってきたが、80年代に工場への投資があまり行われず、設備更新のないまま廃業となるケースが多かった。しかし08年に推奨国家標準でTHC0.3%未満を低毒大麻と定義し、10年には雲南省が同様の条例を定め、栽培を奨励し始めた。

同省では、人民解放軍の研究所と中国衣料メーカー大手のヤンガー社が共同で近代的大規模紡績工場を建設し、ヘンプ衣料品を製造販売する。最近では、北米向けにCBD原料の輸出

表1 大麻草（アサ、*Cannabis sativa* L.）の用途別の分類および定義

名称	品種	主な利用部位	利用目的	定義
産業用大麻（ヘンプ） Industrial hemp	繊維型	種子、茎、葉	産業用	THC濃度0.3%以下の品種 CBD濃度1~3%
医療用大麻 Medical cannabis	薬用型	花序、葉	治療	THC濃度5~20%の品種
嗜好用大麻、マリファナ Marijuana		花序	嗜好品	THC濃度5~20%の品種、 対象年齢は成人以上、たばこ代替の課税対象

※表1、2共に赤星栄志「知っておきたい世界の産業用ヘンプ 第1回 各国で異なるTHC濃度の基準」（「農業経営者」2018年1月号）を参考にした

表2 各国における産業用ヘンプのTHC濃度基準

国名	栽培解禁年	THC濃度基準	作付面積
EU (28カ国)	1993年	1989~2000年0.3% 2001年~現在 0.2%	5万18ha (2018年)
カナダ	1998年	0.3%未満	3万7,433ha (2019年)
オーストラリア	1998~2017年	1.0%未満	2,210ha (2017年)
中国	2008年推奨国家標準を制定	低毒大麻0.3%未満 無毒大麻0.1%未満	約5万ha (2017年)
アメリカ	2014年研究栽培（連邦法） 2019年商業栽培（連邦法）	0.3%以下	5万9,110ha (2019年)
タイ	2018年（13年から暫定栽培）	1.0%未満	約5,000ha (2017年)
日本	栽培は禁止されていない 1948年から栽培免許制	基準値なし	8.2ha (2016年)

にも力を入れている。

黒龍江省では17年にヘンプ振興条例が制定され、公的機関における育種研究などを挙げて衣料品や食品用途での産業化を目指している。現在、同省のヘンプ栽培面積は約2万6000畝である。

当協会は18年に黒龍江省視察ツアーを実施し、同省科学院大慶分院のヘンプ研究、広大なヘンプ畑での収穫作業、紡績用繊維の加工会社などを視察した。なお、同省のヘンプ産業振興条例は北海道で産業用ヘンプの普及を目指す上で大変参考になっている。

【韓国】戦後激減も食品、医薬品の輸入解禁

日本と同様、戦後の1948年にアメリカの政令によって大麻の規制が始まった。60年代までは伝統的な繊維型大麻が衣料用として6000畝ほど栽培されていたが、76年にすべての大麻草を規制する大麻管理法が制定された。その後も伝統的な大麻栽培は続けら

れ、無形文化財の安東布（アンドンポ）が有名である。しかし2007年以降、火葬の普及によって死装束用の大麻布の需要が減り、栽培面積は十数ヘクタールにまで激減してしまっただけでなく、2000年に創業したヘンプ・コリア社は、中国産のヘンプ原料を用いて、ヘンプ衣料や化粧品を製造販売するとともに、韓国式の「ヘンプサウナ」を全国50カ所以上に展開し、美容と健康に良いというヘンプのイメージアップに貢献している。

15年には韓国・カナダ自由貿易協定（FTA）が発効したのに伴い、食品のTHC濃度基準を0.2~5ppmと定め、ヘンプ食品（麻の実）の輸入を解禁した。また18年には、東アジアで初めて大麻に由来する医薬品の輸入を可能とする麻薬類管理法の改正が行われた結果、国内での大麻栽培の規制緩和を求める動きが広まりつつあるようである。隣国のこうした動向から目を離せない。

山岳地帯に住む少数民族のモン族は、ヘンプの民族衣装で知られる。2005年からタイ王室の保護の下、モン族のヘンプ栽培の技術向上のため関係機関による研究支援が行われた。約10年間の取り組みを踏まえ、16年には麻薬法に基づき公衆衛生大臣の省令によって、THC濃度1%未満の大麻を産業用ヘンプと定義する栽培免許制度を整えた。これは少数民族に配慮した家庭用栽培免許と国内産業育成の観点から法人免許にはタイ人比率の規制を設けたのが特徴で、タイ北部の15県で栽培免許を交付することにより、約5000畝の栽培を目指した王室プロジェクトを成功に導いた。

19年には医療用大麻も合法化。タイの伝統医療を重視しつつ医療観光産業の振興も視野に入れ、外国資本に対抗できる国内企業を保護育成中である。今やタイ